

「新宿区乳児等通園支援事業」事業概要について

国は児童福祉法で規定する「乳児等通園支援事業」（いわゆる「こども誰でも通園制度」）について、子ども・子育て支援法に基づき、令和8年度以降、「乳児等のための支援給付」として全ての自治体で実施することとしている。

新宿区では、すべての子どもたちの健やかな育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て世帯に対する働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、東京都の上乗せ事業を活用し、「新宿区乳児等通園支援事業」（以下、「本事業」という。）を下記のとおり実施する。

記

1 新宿区における本事業の実施目的

- (1) 健やかな子どもの育ちを後押しすること。
- (2) 制度を利用する保護者が保育所等の社会的資源や地域とつながることで、保護者の抱える孤独感や孤立感の解消に結びつくこと。

2 対象者

保育所等に通っていない0歳6か月から年度末年齢満3歳までの子ども

3 事業概要

(1) 実施施設（各特別出張所管内において1所以上）

- ・区立認可保育園、認定こども園
- ・私立認可保育園、認定こども園
- ・私立幼稚園

(2) 利用頻度

週1日以上とする。

(3) 利用期間

年度末までとする（年度ごとに申請）。

(4) 利用料

無償とする。

4 事業開始時期

令和8年4月